

(社) 日本消化器がん検診学会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本消化器がん検診学会（以下「当法人」という。）が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正平成10年12月4日一部改正）に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

(管理)

第2条 当法人の情報公開に関しては、庶務担当理事が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 当法人の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 社員名簿
 - (4) 事業報告書
 - (5) 計算書類
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - (6) 事業計画書
 - (7) 収支予算書
2. 前項の資料は次のものとする。
- (1) (1)、(2)及び(3)については、可能な限り最新の状態のもの。
 - (2) (5)及び(7)については、「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの。

3. 第1項の資料のうち(4)及び(5)については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、5年間備え置くものとし、(6)及び(7)については、当該事業年度の開始後3ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、本部事務局内とする。

2. 閲覧の日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午後2時から午後4時30分までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 当法人の公開する情報の閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。
- (2) 事務局受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、様式3に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。
2. 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。
3. 第3条第1項に掲げる資料について複写の請求を求められた場合は、閲覧のみに限定している旨を説明する。
4. 第3条第1項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、事務長又はその指示する者が応答し、様式3に定める質疑応答記録簿に記載し整理する。

附則 この規程は、平成14年5月22日から施行し、平成14年5月22日より適用する。